

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	大崎市 (04215)
地域名 (地域内農業集落名)	古川地域中央地区 (諏訪、千手寺、北町、黄金組合、西館、三日町、南町、中里、稲葉、小泉、宮袋、福浦、江合、福沼、李埴西、李埴東、袁口沼、馬寄、鶴ヶ埴)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	338.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	150.3 ha
② 田の面積	296.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	41.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	61.6 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	22.8 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	124.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	74 ha
(備考)遊休農地面積 1.8ha(うち1号遊休農地 1.8ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・中央地区の農地については、圃場整備未整備地及び農業振興地域外の農地は宅地化が進み、市街地化が進むことで耕作管理が難しくなり、年々遊休農地や耕作放棄地が増加傾向にある。圃場整備終了農地については、良好な営農環境となっており、水稻が主な作物となっている。また、中央地区の一部地域においては、古川南圃場整備事業が実施される予定であり、作業の効率化と生産性向上をはかるため、更なる農地の集積・集約が必要となってくる。

・経営体については、農業者の高齢化及び担い手不足・後継者不足が進み、農業人口が減少傾向にある。世代交代等を機に兼業農家等多様な経営体との共存が求められ、担い手の高齢化も考慮した農地の集約等を進める必要がある。また、施設園芸や畜産との複合経営も行われており、担い手への農作業や農地の集約を推進し、担い手の経営安定化をより一層推進することが、課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・担い手へ生産方式に応じた農地集約を促進し、農地利用の効率化を進めていく。

・水稻栽培に加え、消費者ニーズにあった野菜の栽培や生産性の高い畜産経営等の複合経営を進め、営農体制の強化を図り農業所得の増加による安定した農業経営の確立を目指す。また、堆肥の施用や稲藁のすき込み等土づくりを推進し、高品質で安定多収栽培方法を後継者へつないでいく。

・農業所得を増加するために、地域振興作物等(古川ナス・ネギ等)の露地・施設栽培を推進し、地域農業の振興を目指す。

・地域の農業を守り発展させていくためには、意欲をもった農業の担い手(認定農業者や新規就農者等)を育てていくことが必要であることから、関係機関が連携し担い手への農業経営育成支援を行うとともに、円滑な農業経営の承継を目指す。また、新規就農支援や農地集積の支援を行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がないよう他の農業者との調整を図りながら農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	22	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・担い手が利用する農地の団地面積は、33ha(令和6年度時点)となっている。			
・団地面積の拡大を進める。(令和12年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
・地区の農業委員、農地利用最適化推進委員を調整役として認定農業者や認定新規就農者、法人等を中心とする担い手への集積・集約化を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
・担い手への農地集積は原則として農地中間管理機構を活用するものとし、担い手や貸付希望者の意向を踏まえ、担い手以外の農業者も含めた調整を行いながら、段階的に集約化する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・農地の大区画化や汎用化により作業の効率化と生産性向上を図り、担い手への集積・集約化を促進するため、本地区の一部を含む古川南地区農地整備事業の事業採択に向けて積極的に推進する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・認定農業者や認定新規就農者の育成はもとより、中小・家族経営、兼業農家などの円滑な経営継承に向けた支援、他産業からの転職や法人として起業し規模拡大を目指すなど様々な経営体を確保・育成するため、JAや県、農業委員会など関係機関と連携して支援を行う。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・JAを主体に構成する古川農作物病害虫防除協議会により、無人ヘリコプターによる水稻カメムシ及び大豆の防除作業を効率的に実施する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策については、農地の環境保全、鳥獣の侵入防止対策等を導入し、推進していく。
- ②環境とのかを旨とする環境共存型栽培を基本とし、慣行栽培から減農薬・減化学肥料栽培への作付けシフト及びJAS有機への誘導を推進する。
- ③ドローンによる農薬散布、自動操舵システムによる省力化等、スマート農業に取り組んでいく。
- ④(畑地化)水田利用が困難な農地について、畑地化推進事業を活用し推進していく。また、団地化が取組要件となっているため担い手への集約についてもあわせて推進していく。
- ⑦多面的機能支払交付金事業による、農地・保全管理等については、継続して取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			別紙のとおり			ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	200経営体		269.3 ha	ha		292.1 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	古川農作物病害虫防除協議会	病害虫防除農薬散布作業	水稻・大豆・麦

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。